

審査基準

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁が設置する企画案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類選考を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計の最も高い者から順に採択案件を決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

IV 評価項目 * () は満点の点数

1. 事業計画全体に関する評価

- ① 公募要領及び仕様書に示す委託業務の実施に当たり、必要な内容を網羅した事業計画を立案していること (10点)
- ② 事業の目的及び趣旨との整合性・妥当性があること (10点)
- ③ テーマとする生活文化等の分野が適切に設定されていること (10点)
- ④ テーマとする生活文化等の現状への課題意識が適切に設定されており、その解決のために効果的な、「新たなスタイル」にふさわしい新規性や独自の創意工夫が提案されていること (10点)
- ⑤ 10代～40代など、これまで生活文化等に接する機会がなかった層に向け、十分な周知・広報が期待できること (10点)
- ⑥ 効果検証や自走化モデルが具体的・合理的であること (10点)
- ⑦ 事業計画に際して、妥当な経費が計上されていること (10点)

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 委託業務に必要な人員・組織体制を整え、適切に業務が実施できること (10点)
- ② 来場者やスタッフ等の安全管理等に配慮した体制が整っていること (5点)
- ③ テーマとする生活文化等に精通し、本委託業務を適切に遂行できる実施体制であること (5点)
- ④ 委託業務を確実に遂行できるだけの経営基盤を有していること (5点)

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用

に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html

V 評価基準

1. 「1. 事業計画全体に関する評価」及び「2. 仕様書「5. (1) ①及び(2)」に関する評価」及び「3. 事業の実施体制に関する評価」については、以下の評価にて採点を行う。

○満点が10点の場合

大変優れている＝10～9点

優れている＝8～6点

普通＝5点

やや劣っている＝4～3点

劣っている＝2～1点

○満点が5点の場合

大変優れている＝5点

優れている＝4点

普通＝3点

やや劣っている＝2点

劣っている＝1点

2. 評価項目の「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

・認定段階3＝4点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。）＝3点

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。）＝2点

・プラチナえるぼし認定＝5点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点
- ・トライくるみん認定＝3点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点
- ・プラチナくるみん認定＝5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝4点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点